平成２９年（フ）第１６６号
東京都練馬区旭丘１丁目57番５－503号
破産者　根間　　健
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第８９号
北海道上川郡美瑛町南町２丁目３番16号　フジハイツα　102号室
破産者　菅野　里枝（旧姓高倉）
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９８号
北海道旭川市東旭川町倉沼69番地の58
破産者　横田　元史
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１２６号
横浜市青葉区美しが丘１丁目５番地１　上杉ビル第一801
破産者　加藤　広之
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３３１号
横浜市泉区中田東２丁目４番23号　シャン・ド・フルール105号、前住所神奈川県鎌倉市山崎1390番地　レーベンスガルテン山崎６号棟702号室
破産者　中村　知子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３３２号
横浜市泉区中田東２丁目４番23号　シャン・ド・フルール105号、前住所神奈川県鎌倉市山崎1390番地　レーベンスガルテン山崎６号棟702号室
破産者　田中裕見子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５０８号
神奈川県茅ヶ崎市白浜町６番26号　白浜町テラスＢ
破産者　佐藤　正人
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５０９号
横浜市青葉区みたけ台32番地８　サンハイツ１Ａ
破産者　春日井良昭
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５３７号
横浜市青葉区梅が丘11番地14　２Ｆ
破産者　森　　隆
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７５号
川崎市宮前区有馬８丁目１番２－206号　コンフォートヴァレー
破産者　竹内　竜二
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６８７号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前
破産者　西田　公一
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６９５号
川崎市多摩区堰３丁目４番26号　金子ビル301
破産者　三次翔太郎
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
金沢市尾張町１丁目11番２号　ファミール武蔵1203号
破産者　福田　邦男
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０号
岐阜県美濃加茂市西町６丁目300番地９　メゾンツボイＣ－112、前住所岐阜県美濃加茂市中富町１丁目２番29号
破産者　髙田　豊彦
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第２１６号
京都市南区吉祥院這登西町20番地　エンフォルド401号室、破産手続開始決定時の住所京都市南区吉祥院這登西町20　エンフォルド403
破産者　井上　典昭
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
京都市山科区東野中井ノ上町15－１　東野市営住宅第７棟104号、住民票上の住所京都市山科区大宅坂ノ辻町28番地　レオニーダ大宅105号
破産者　久恒　義隆
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６２７号
京都市伏見区中島河原田町105番地
破産者　橋本たか子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８３５号
京都府相楽郡和束町大字別所小字中山10番地６
破産者　須藤　陽子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係